



栃木県公報

令和6(2024)年
12月27日(金)
号外
第75号

目次

人事委員会

- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正…………… 1
○期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正…………… 2

人事委員会

栃木県人事委員会規則第8号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月27日

栃木県人事委員会委員長 井澤 晃太郎

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和36年栃木県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1種	2種	3種
	円	円	円
1年未満	416,600	370,400	310,000
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500

24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

栃木県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月27日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和46年栃木県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の215</u>（条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の255</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の205</u>（条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の245</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の97.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の117.5</u>）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。